

地域活性化統合本部 (中心市街地活性化本部)

本部長：内閣総理大臣（法第5章）

大津市

(法第9条第1項)
計画の申請

(法第9条第6項)
計画の認定

大津市中心市街地
活性化基本計画

認定
大津市中心市街地
活性化基本計画

大津市中心市街地活性化協議会

- ・ 活性化事業の調整
- ・ 広報及びコンセンサス形成
- ・ 調査研究
- ・ 直営で行なう各種事業実施

総会

専門
部会

専門
部会

専門
部会

専門
部会

意見を述べる
(法第15条第9項)

意見を聴く
(法第9条第4項)

事業の相談・提案

加入手続き

協議会を組織する

自治会等

NPO法人

まちづくり
団体等

商店街

観光関連
団体

民間
事業者

大津市

株式会社
まちづくり大津

大津商工
会議所

事業

事業

事業

事業

事業

事業

事業

事業

事業

事業